

【環境・景観】

178 . ポイ捨て禁止条例について

Q : ポイ捨て禁止条例では、罰則金 2 万円となっています。罰則の適応は事前に十分周知してからにして欲しいです。

A : ポイ捨ての防止については、まずお願いをし、指導するといった方法をとります。罰則は悪質な事例への最終手段です。(市民部)

179 . ごみの不法投棄について

Q : ゴミの不法投棄問題について、市の対応を聞かせてください。

A : ゴミの不法投棄は環境破壊につながります。雲南市においても後を絶ちません。地域の皆様と一緒に防止対策、撤去作業に取り組んでいるところです。また必要に応じ、現地調査を行い、看板を設置しています。監視カメラの設置も方法の一つですが、高額となるのでなかなか対応できません。

現在、これといって効果的な対策が無いのが現状であり、廃棄物処理の指導やリサイクル活動などの啓発活動を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを進めることが大切であると考えています。(市民部)